

甲子園短期大学公的研究費の適正な管理・運営 及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、甲子園短期大学（以下「本学」という。）において、公的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止等について必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 本学における公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止をするための責任者を、次のとおり定める。

- (1) 学長は本学全体を統括し、公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者となる。
 - (2) 事務長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止について全体を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者となる。
 - (3) 教育研究センター長は、本学における研究倫理及び法令遵守についての教育を実施し、この推進について責任を持つ研究倫理及び法令遵守教育推進責任者となる。
- 2 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者、研究倫理及び法令遵守教育推進責任者の職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の役割)

第3条 最高管理責任者は、この規程及び関連する規則等を周知するとともに、公的研究費を適正に管理・運営し、研究活動上の不正行為を防止するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者の役割)

第4条 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(研究倫理及び法令遵守教育推進責任者の役割)

第5条 研究倫理及び法令遵守教育推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し法令遵守教育を実施する。また、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育の実施)

第6条 研究倫理及び法令遵守教育推進責任者は、研究活動上の不正行為を防止するために研究者と関係者及び学生に対して研究倫理教育を実施する。

(事務処理及び決裁手続き)

第7条 本学は、公的研究費の管理・運営等の事務処理及び決裁手続きを定め、すべての教職員等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

(ルールに関する窓口)

第8条 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を庶務課に設置する。
2 相談窓口の責任者は、庶務課長とする。

(研究資料の保存・開示)

第9条 研究者は、論文その他の研究成果を発表したときは、当該発表の日から5年間、研

究データや経過等、研究に関わる事柄を記した実験ノート等当該研究結果の正当性を証明するに足る研究資料を保管しなければならない。

- 2 本学研究倫理委員会からの開示請求があった場合、当該研究資料を開示しなければならない。

(内部監査)

第10条 公的研究費の適正な使用を確保するため、別に定める「甲子園短期大学公的研究費の内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(不正に係る措置)

第11条 研究活動上の不正行為が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者、相談窓口の責任者は、遅滞・遺漏無く最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は前項の報告を受けた場合、別に定める「甲子園短期大学研究活動に係る不正防止に関する規程」に基づき調査を命じる。

(不正による公的研究費の返還)

第12条 教職員等による公的研究費の不正使用により研究費を返還する必要が生じた場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(業者等への対応)

第13条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な管理・運営について次の事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。
- (4) 教育職員から不正な行為の依頼等があった場合には、相談・通報窓口へ通報すること。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、甲子園短期大学研究倫理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。